

第4期下野市障がい者福祉計画の概要

1 計画の趣旨

「第4期下野市障がい者福祉計画」は、第3期計画の数値目標に対する進捗状況や、各年度における障害福祉サービス等の実績を踏まえ、平成27年度から平成29年度までの3か年を計画期間とし、具体的な数値目標や、各年度における障害福祉サービス等の見込量を設定し、下野市における施策の一層の充実を図るために策定するものです。

2 下野市を取り巻く現状と課題

①障害者手帳所持者数等と特徴

身体障害者手帳所持者数	療育手帳所持者数	精神障害者保健福祉手帳所持者数	難病患者等福祉手当申請者数
1,682人(対人口率2.7%)	389人(対人口率0.65%)	252人(対人口率0.46%)	391人(対人口率0.65%)
・65歳以上が6割 ・肢体不自由が5割 ・1～2級の重度が5割	・18歳未満はH18年の2.6倍 ・軽度者(B2)が増加し27.5%	・18～64歳は平成18年の1.6倍 ・自立支援医療(精神通院)利用者数は528人で年々増加している。	・平成27年1月に難病法の制定、児童福祉法の一部改正により対象疾病が拡大された。

(平成26年3月末現在)

②地域の課題

- 地域住民に対する様々な障がいへの理解(障がい者と健常者との心のバリアフリー)の促進が必要
 - ・年齢や障がい種別を問わない支援者間の連携強化
 - ・地域での見守り体制の構築
- 一般就労、福祉的就労に関わらず、障がい者の働く場の確保が必要
 - ・障がい者の就労支援の充実、ノウハウがない
- 様々な機関が連携を図り、年齢や障がいに応じた支援が必要
- ニーズに対応できる社会資源の充実(グループホーム、障がい者の日中の居場所)

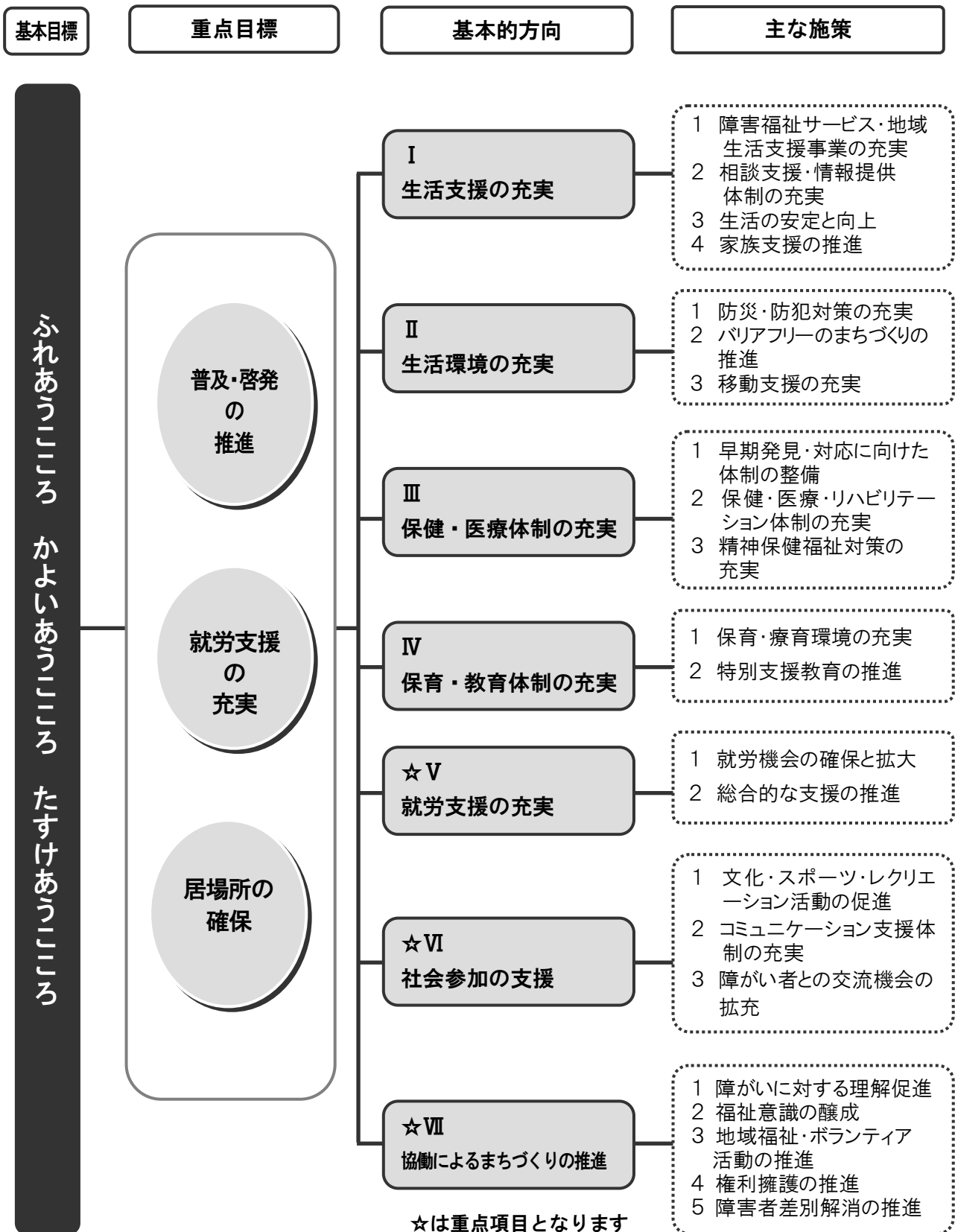
3 計画の基本目標(スローガン)

障がいのある人もない人もともに生きる「共生のまち しもつけ」

「ふれあうところ かよあうところ たすけあうところ」

ノーマライゼーションの理念のもと、住み慣れた地域で安心して暮らせる社会をめざします。障害福祉サービスやその他の支援を受けながら、自立と社会参加の実現を図ります。

4 障がい者計画 施策の体系 ～実現のための7本柱～



5 障がい福祉計画 障害福祉サービスの実績・見込み量

	実績			見込量		
	H24年	H25年	H26年	H27年	H28年	H29年
訪問系サービス(※)	1,383	1,159	1,083	1,246	1,326	1,406
	77	71	72	79	84	89
生活介護	1,998	2,037	2,124	2,200	2,240	2,280
	111	108	108	110	112	114
自立訓練(生活訓練)	124	73	74	85	85	85
	8	5	4	5	5	5
宿泊型自立訓練	55	61	61	61	61	61
	2	2	2	2	2	2
就労移行支援	465	400	312	570	570	570
	35	24	20	38	38	38
就労継続支援(A型)	3	97	107	133	133	133
	1	5	6	7	7	7
就労継続支援(B型)	1,054	1,071	1,229	1,748	1,805	1,805
	58	59	66	92	95	95
療養介護	111	122	150	152	152	152
	4	4	5	5	5	5
短期入所	83	71	70	72	72	72
	26	10	11	12	12	12
共同生活援助	38	39	39	44	45	46
施設入所支援	54	54	56	54	53	52

(単位:上段 人日 下段 人/月 ※訪問系サービスのみ上段 時間/月)

6 計画の推進に向けて

1 ネットワークづくり

国、県、関係機関との連携を図るとともに、障がい者本人や家族、関係団体、地域住民、企業、サービス提供事業所、行政の役割を明確にし相互の連携強化を図り、障がい者支援ネットワークの確立に取り組みます。

2 障がい者の意見やニーズの把握

計画を推進するにあたっては、障がい者の意見やニーズの把握に努め、柔軟に計画に取り入れる体制づくりを行っていきます。

3 庁内の連携体制の強化

庁内担当課との調整等、事業を円滑に推進するため、障がい者福祉施策について全庁的な対応を図ります。

4 関係機関や住民との協働による推進

この計画を広報等により広く住民に周知を図り、障がいや障がい者に対する理解を深めるとともに、福祉活動等への参加意識の高揚を図ります。

5 国や県等の関係機関との連携強化

障がい者福祉の中には、市で行うことが困難な広域的、あるいは専門的・技術的な事業もあり、広域的な立場からの施設の適正配置の調整や広域的連携の調整、モデル的事業の誘導など、国や県等の関係機関との連携を強化するとともに、市に対する助言・指導を受けながら事業を推進していきます。

6 下野市地域自立支援協議会において

現在では、協議会の構成メンバーが実際に支援を行っている担当者であり、日常の活動の中で地域課題の抽出・対応策の検討、市内施設連絡会での連携、支援者の定期受理会議などを行っています。

今後の展開としては、下野市としてのこれまでの取組みを継続するとともに、さらなる協議会の充実が図られるよう、役割を一層明確にし、行政に対する提言機能をもたせるなど全体会及び専門部会の向上を図ります。

7 障がい福祉計画の中間評価の実施

成果目標及び活動指標については、定期的にその実績の調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、障がい福祉計画の変更や事業の見直し等を行います。

また、中間評価は、関係機関等の意見を聴くとともに、協議会で評価します。

発行年月：平成 27 年 3 月

発行編集：下野市健康福祉部社会福祉課